



お客様各位

オーイーシーフレイトジャパン株式会社
2015年5月

アメリカ ISF 罰則全面適用の開始に関するご案内

貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素より弊社サービスをご利用いただきましてありがとうございます。

さて、2009年より始まっている“アメリカ ISF(Importer Security Filing) [10+2 ルール]”ですが、延期されてきた“罰則の全面適用”が 2015年5月14日から実施されることになりました。

ISF とはアメリカ税関及びアメリカ国境警備局(US Customs and Boarded Protection /CBP) によるセキュリティルールで、アメリカ向けのコンテナ貨物について、必要な情報を船積み 24 時間前までに提出する義務をアメリカの輸入者に課すものです。情報提出の遅れや情報に誤り等があった場合は以下の罰則が適用されることとなります。

- 例) ・ 罰則一件あたり US\$5,000 の罰金 (初回は US\$1,000)
- ・ 1 filing あたり最大 US\$10,000 の罰金
- ・ 船積みや荷下しの拒否

ISF はアメリカの輸入者(Consignee 様)に課されているものですが、必要な情報の中には積み地側からアメリカの輸入者(Consignee 様)へ提供する必要のあるものもございます。いままでもお客様の方で十分に対応されていると思われませんが、今後はより一層ご注意ください。ますようお願いいたします。

[積み地からの提供が必要な項目]

- 1) Seller Name and Address (販売者の名前と住所)
- 2) Manufacturer (Supplier) Name and Address (製造者の名前と住所)
- 3) Country of Origin (商品の原産国)
- 4) Commodity of HTSUS number (貨物の HS Code)
- 5) Container Stuffing Location (コンテナ・バンニング場所の名前と住所)
- 6) Consolidator (混載業者もしくは、コンテナをバンニングするかその手配をした業者の名前と住所)

- ※ 1) 2) 3) 4) は船積み 24 時間前までに申告が必要です。
- ※ 2) 3) 4) は最初のアメリカ寄港地に到着 24 時間前まで修正が可能です。
- ※ 5) 6) は最初のアメリカ寄港地に到着 24 時間前までに申告が必要です。

あいまいな情報や誤った情報は罰金の対象となりますので、十分ご確認の上正確な情報をご提供いただけますようお願いいたします。

(1)OEC が ISF 情報をアメリカ税関に送信する場合

OEC GROUP では独自のシステムを導入し、ISF 情報送信サービスを行っております。
アメリカの輸入者(Consignee 様)から OEC に ISF 情報送信のご依頼をいただいた貨物につきましては、積み地側の OEC にてアメリカ税関に ISF 情報の送信を行っております。

その場合は、お客様よりブッキングをいただきました際に“OEC ISF FORM”をお送りさせていただきます。

“OEC ISF FORM”の必要事項を**正確にご記入いただき、遅くとも CUT 日の 16:00 までに OEC**
へ返信いただけますようお願いいたします。

いただきました情報を元に、ISF 情報をアメリカ税関に送信させていただきます。

(2)アメリカの輸入者(Consignee 様)がアメリカ側で ISF 情報の送信を手配されている場合

アメリカの輸入者(Consignee 様)が、OEC ではなくアメリカの通関業者などにアメリカ側で ISF 情報の送信を手配されている場合は、アメリカの輸入者(Consignee 様)からお客様(Shipper 様)に ISF 情報提供のご依頼があると思われまます。

OEC にブッキングをいただきましたお客様(Shipper 様)には、確認がとれ次第 OEC より以下の情報をご案内させていただきます。アメリカの輸入者(Consignee 様)へご連絡をお願いします。

<混載貨物(LCL)の場合>

- 1,AMS B/L No. (House B/L No.)
- 2,Ocean B/L No. (Master B/L No.)
- 3,Container No.
- 4,Seal No.
- 5,Container Stuffing Location
- 6,Consolidator Name and Address
- 7,積替えサービスの場合は、積替え後の本船の情報など

<コンテナ貨物(FCL)の場合>

- 1,AMS B/L No. (House B/L No.)
- 2,Ocean B/L No. (Master B/L No.)
- 3,積替えサービスの場合は、積替え後の本船の情報など

送信期限に間に合わない場合は罰金や船積み拒否の対象となります。

アメリカの輸入者(Consignee 様)へのご連絡は、本船積み地入港日の 3 営業日前までに行ってくださいようお願いします。

もしご不明な点がございましたら、何でもお気軽に弊社(Tel: 078-327-1085)までご連絡ください。